

御殿場市

公設浄化槽整備事業について



美しい山河や
田園を守るために

公設浄化槽整備事業とは

はじめに

市では、河川や湖、海洋などの水質保全や生活改善を図るため、公共下水道、農業集落排水施設の整備を図るほか、合併処理浄化槽の整備普及に取り組んでいます。

合併処理浄化槽は、家屋と家屋との距離が長い地域での整備コストを抑制できるという特長があります。

一方で、旧式のし尿のみを処理する浄化槽（単独処理浄化槽）を使用する家屋からの排水が、河川の汚濁のもととなっていることから、効果的な合併処理浄化槽の整備普及を図るとともに、維持管理の徹底を図るため、平成25年度から「御殿場市公設浄化槽整備事業」をはじめました。

事業の概要

「公設浄化槽整備事業」は、市があらかじめ指定する区域（＝「特定地域」）において、原則として全戸を対象に市が合併処理浄化槽を設置し、使用世帯から使用料を徴収して公設浄化槽の維持管理を行うものです。

「特定地域」に住むみなさんは、市に公設浄化槽の設置の申請を行い、順次公設浄化槽への切替えをしていただくこととなります。

（申請から設置までの間に相当の期間を要するため、新築等でも遅くとも設置を希望する時期の5ヶ月前に相談願います。）

対象となる家屋

生活の本拠となっている居住の用途の建物が対象です。

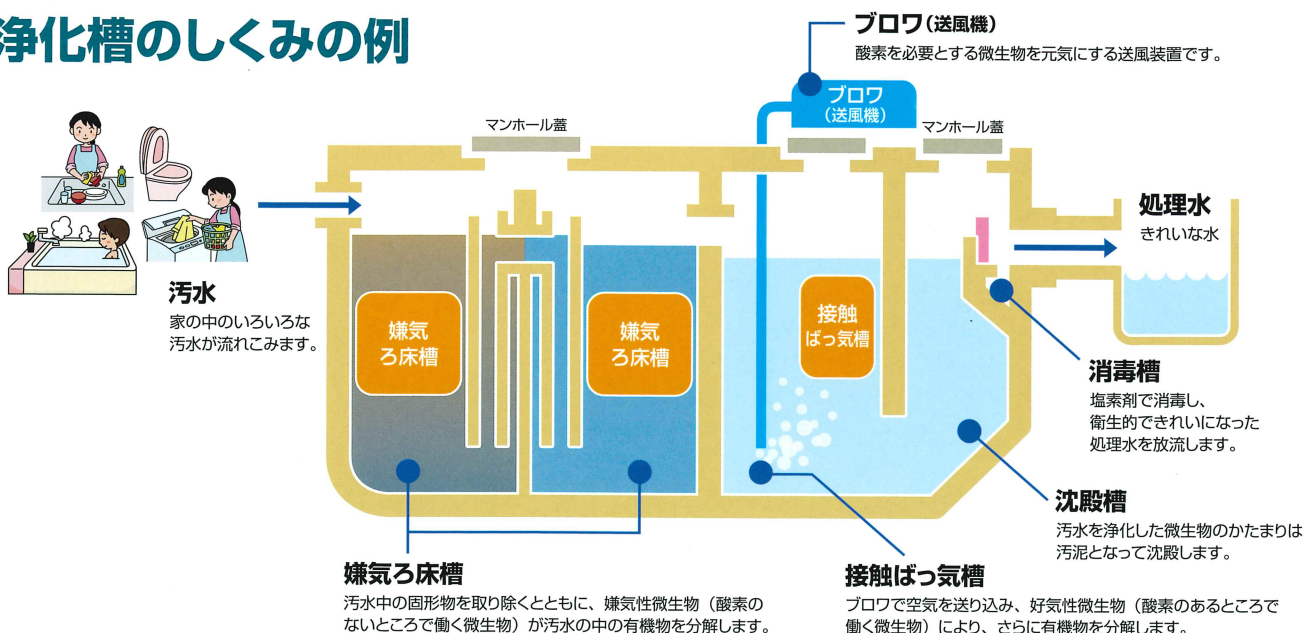
※特定地域内であれば、新築や増改築を伴うものであっても事業の対象となります。

対象外となる家屋

- 事業の用途（アパートや戸建ての賃貸を含む）のもの
- 住居と兼用の場合は、居住の用途の延床面積が1／2未満のもの
- 別荘や空き家等の生活の本拠としていないもの
- 設置する浄化槽の規模が10人槽を超えるもの

対象となるか不明な場合は、最終ページの下水道課または各地区公設浄化槽整備促進（推進）協議会（各支所内）へご相談ください。

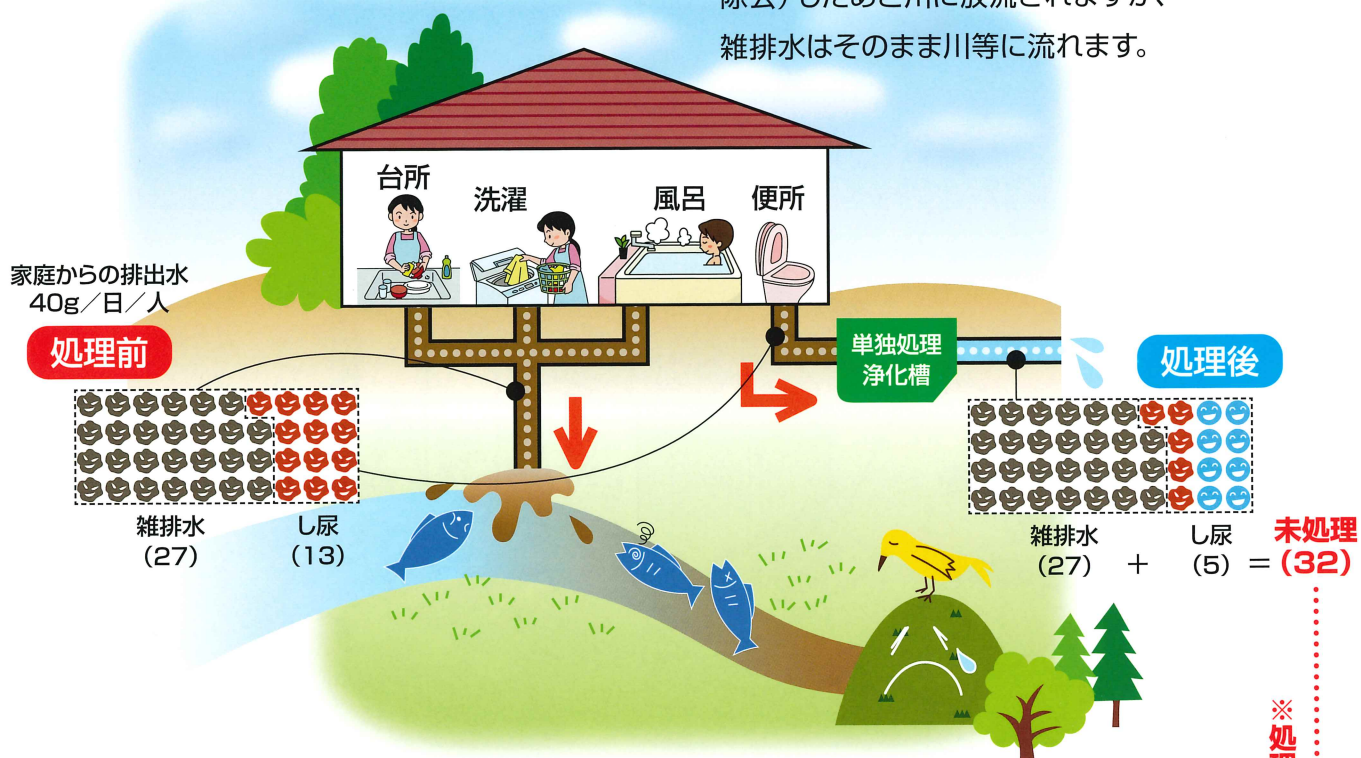
浄化槽のしくみの例



これまでの浄化槽

※単独処理浄化槽

し尿は単独処理浄化槽で処理（65%以上除去）したあと川に放流されますが、雑排水はそのまま川等に流れます。

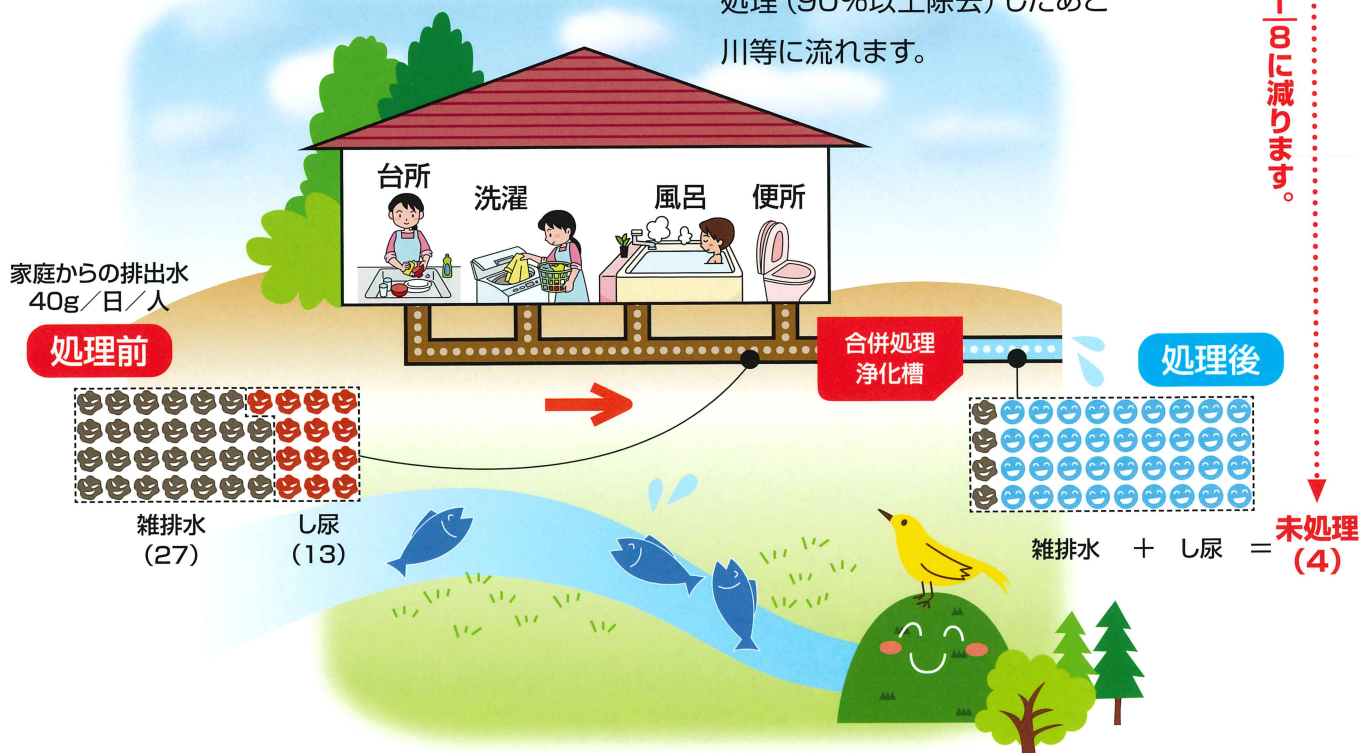


※処理後の数値が1/8に減ります。

これからの浄化槽

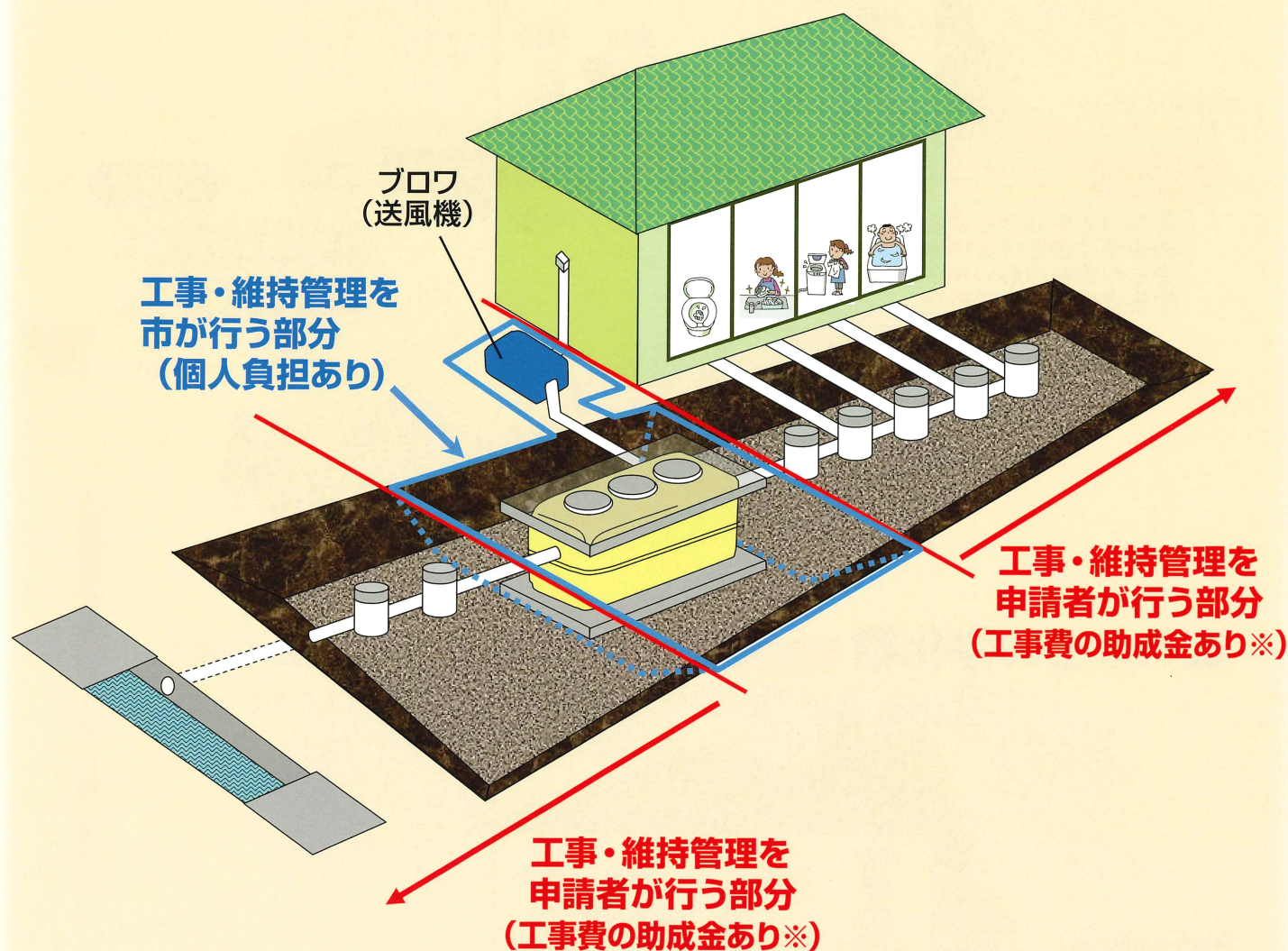
※合併処理浄化槽

し尿、雑排水ともに合併処理浄化槽で処理（90%以上除去）したあと川等に流れます。



公設浄化槽の設置工事に要する費用

工事、維持管理の負担区分イメージ図



○設置できる浄化槽の規模 (人槽) は
日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽対象人員算定基準
(JIS A 3302-2000)」により決定します。

市が負担する経費（上限あり）

- ◆ 現地測量・設計等
- ◆ 掘削等の土木工事（残土の処分を含む）
- ◆ 浄化槽本体（公設浄化槽）の据付工事（基礎工事を含む）
- ◆ 上部コンクリートや支柱等の浄化槽本体を保護するための工事
- ◆ 浄化槽本体に接続する1m以内の排水管の布設工事
- ◆ 単独処理浄化槽の設置場所に公設浄化槽を設置する場合の単独処理浄化槽撤去工事（汲み取り・清掃を除く）
- ◆ ブロワ（送風機）本体及び管の設置（電源工事を除く）

申請者が負担する経費（必要な経費や工事内容は各戸により異なります）

① 分担金（市に納付）（★1）

② 排水設備工事（★2）

申請者が必要により負担する経費

- ③ 増嵩経費（市に納付）（★3）
- ④ 浄化槽本体設置工事（作業）に支障となるもの（庭石・植木・カーポート・ブロック塀・埋設管等）の撤去・移設等の工事
- ⑤ ブロワ（送風機）用電源（コンセント）の設置工事
- ⑥ 公設浄化槽に大きな荷重（6t超の鉛直荷重等）がかかる場合の補強工事
- ⑦ 公設浄化槽からブロワまでの間が10m以上となる場合の管工事等
- ⑧ 単独処理浄化槽を撤去する際の汲み取り・清掃費
- ⑨ 単独処理浄化槽の撤去工事費（市の工事で行う場合を除く）
- ⑩ 汲み取り式から水洗式に変更する場合のトイレの改修工事
- ⑪ その他、公設浄化槽を設置・使用するために必要になる経費

（★1） 分担金（工事前）

- ・ 分担金は、市が行う公設浄化槽の設置工事に係る経費の一部を、工事前に申請者が負担するものです。
- ・ 分担金の額は、市が負担する経費の上限額のおよそ1割分と7条検査の手数料（一律11,500円）とを合算して求めた額（右表）となります。
- ・ 分担金は、市の工事計画に承諾いただいた後に、市に納付していただきます。

区 分	分担金の額
5人槽	85,000円
6～7人槽	100,000円
8～10人槽	137,000円

（★2） 排水設備工事

- ・ 家庭から出るし尿や生活排水をまとめて公設浄化槽で処理するために、排水管を布設する工事等が必要です。
- ・ 施工業者は「御殿場市下水道排水設備指定工事店」の中からお選びいただくこととなります。

<排水設備工事の例>

- ・ 家庭から出るし尿や生活排水を公設浄化槽に流すための排水管や枡の設置
- ・ 公設浄化槽から出る水を排水先に流すための排水管や枡の設置
- ・ 建物の中の排水管等の改造 など

（★3） 増嵩経費（工事完了後）

- ・ 増嵩経費は、市が行う公設浄化槽設置工事に係る経費の合計額が、市が負担する経費の上限額（右表）を超えた場合に、超えた分の費用を申請者が負担するものです。
- ・ 増嵩経費は、工事完了後に金額を決定し、通知しますので市に納付してください。

区 分	市が負担する経費の上限額
5人槽	837,000円
6～7人槽	1,043,000円
8～10人槽	1,375,000円

※個人が負担する経費の一部は、居住地区の各地区公設浄化槽整備事業促進（推進）協議会での助成金の対象となる場合があります。（ただし、建築確認が必要な新築や増築は除く。）

詳しくは居住地区の各地区公設浄化槽整備事業促進（推進）協議会へお尋ねください。

浄化槽設置工事の流れ

※●内は平均的な要する日数

① 施工開始 (立会・調査) 1日

浄化槽の位置などを決定した後、掘削機械で穴を掘ります。この際、作業スペースや進入路が確保できない場合は、支障となるものを撤去していただく必要があります。建物と浄化槽の間には1.5mほどの距離を確保します。



② 掘削工事 (オープン掘削) 1日

掘削安全角度及び埋戻し等の作業スペース確保のため、すり鉢状に穴を掘ります。掘る広さはおおむね右表のと通りの寸法です。



③ 基礎工事 (砕石・配筋・コンクリート養生) 4.5日

底面に砕石を敷いた後、鉄筋コンクリートで浄化槽の基礎を作ります。コンクリートが固まるまで3日程度必要です。(気象条件や現場の状況などにより日数が伸びる場合があります)

浄化槽の上を車が乗る場合などの過度な荷重がかかる場合は別途補強工事が必要です。



④ 据え付け工事 1日

基礎工事後に浄化槽を設置します。

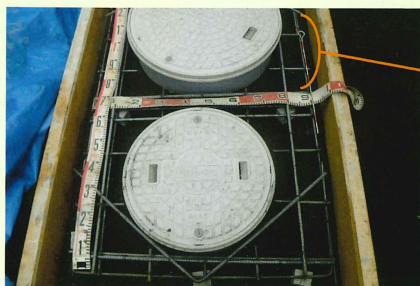
浄化槽が浮き上がらないようにするため、基礎に固定します。また、浄化槽が水平に設置できているか確認します。



⑦ 上部スラブ工事 (配筋) 0.5日

埋戻しが終わった後、浄化槽の上にも鉄筋を入れたコンクリートを作ります。

嵩上げを行うことにより浄化槽の深さを調整することができますが、維持管理上の理由から、嵩上げ長さは30cmまでしか延長できないため、浄化槽を設置できる深さに制限があります。



パイプ状に見える部分が
浄化槽の
マンホール蓋
の嵩上げ部分
です。

上部スラブ工事・コンクリート打ち 4日

浄化槽を保護するための鉄筋コンクリートを設置します。(コンクリートの大きさはおおむね右表のと通りの寸法です。) コンクリートの上部の仕上がりはほぼ水平になります。

十分な強度が確保されるまでには3週間程必要です。(天候などの条件により延びることがあります。)



※ 敷地が狭い場合(矢板掘削) 1.5日

オープン掘削工事の掘削の大きさ寸法表(単位:m)

人槽	仕様	短辺	長辺	深さ
5人槽	歩行者用	3.1	3.5	2.2
	車荷重	3.5	3.6	2.2
7人槽	歩行者用	3.1	4.0	2.2
	車荷重	3.5	4.1	2.2
10人槽	歩行者用	3.3	4.7	2.2
	車荷重	3.8	4.9	2.2

※現場の状況や使用する浄化槽メーカーにより寸法が変わる場合があります。



敷地が狭い場合などの理由から、作業スペースが確保できない場合は、土留工(矢板)で土砂が崩れないように安全を確保して、垂直な穴を掘ります。

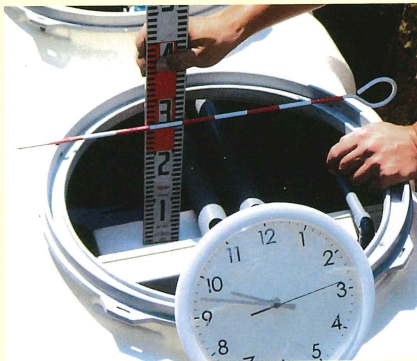
矢板掘削工事の掘削の大きさ寸法表(単位:m)

人槽	仕様	短辺	長辺	深さ
5人槽	歩行者用	2.0	2.5	2.2
	車荷重	2.5	2.6	2.2
7人槽	歩行者用	2.0	3.1	2.2
	車荷重	2.5	3.1	2.2
10人槽	歩行者用	2.2	3.7	2.2
	車荷重	2.7	3.8	2.2

※現場の状況や使用する浄化槽メーカーにより寸法が変わる場合があります。

⑤ 水張り 1.5日

浄化槽を設置後、浄化槽内に水を張り、24時間置きます。浄化槽本体に水漏れがないか確認します。



⑥ 埋戻工事 0.5日

良質な土砂で20cmずつ浄化槽の周囲を機械で固めながら埋め戻していきます。
掘削開始から埋め戻しまでに10日程かかります。(天候などの条件により伸びることがあります。)



上部スラブの大きさ寸法表(単位:m)

人槽	仕様	短辺	長辺	厚さ
5人槽	歩行者用	1.0	1.6	0.1
	車荷重	1.6	1.7	0.2
7人槽	歩行者用	1.0	2.2	0.1
	車荷重	1.6	2.2	0.2
10人槽	歩行者用	1.2	2.8	0.1
	車荷重	1.8	2.9	0.2

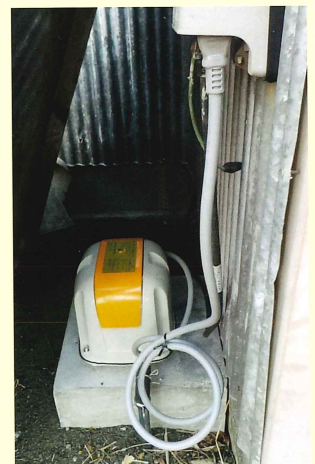
※現場の状況や使用する浄化槽メーカーにより寸法が変わる場合があります。

⑧ ブロワの設置

浄化槽の中に空気を送るためのブロワ(送風機)を浄化槽の近くに設置します。

近くに電源(コンセント)がない場合は、新しく設置していただく必要があります。

また、ブロワから浄化槽へ空気を送るための配管を行います。



宅内工事費等に関する助成金について

公設浄化槽の設置に伴う宅内工事費等の個人負担額の一部は、各地区公設浄化槽整備推進（促進）協議会の助成金の対象となります。（建築確認が必要な新築・増築は除く。）

助成金の対象となるもの

●公設浄化槽の設置に伴う工作物の除去等の工事

- （ア）既に設置されている尿（し）尿浄化槽（建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽をいう。）の撤去に係るもの（市長が工事を行うものを除く。）
- （イ）仮設便所の設置等に係るもの
- （ウ）公設浄化槽の設置に伴い支障となる工作物（庭石・植木・カーポート・ブロック塀・埋設物等）の移設等に係るもの
- （エ）増嵩経費を負担することにより設置等するもの

◆助成割合 …………… 50%

※（ア）・（イ）・（ウ） → 市の行う工事以外の個人負担

（エ） → 市の行う工事のうち工事費上限額を超えた分の個人負担

□申請書に添付する書類

（ア）・（イ）・（ウ） …… 領収書（写）、工事前・工事後のわかる写真

（エ） …………… 市から送付され、銀行の領収印が押された「納入通知書兼領収書」（写）

●宅内排水設備等の新設等の工事 （浄化槽本体工事完了後、1年以内に施工）

- （ア）公設浄化槽又は既設浄化槽に接続するための排水設備等の設置に係るもの
- （イ）排水設備等の新設等に伴う既設の排水管路（きょ）、建物の基礎、その他の構造物の撤去（処分を含む。）に係るもの
- （ウ）構造物等の原状復旧に係るもの
- （エ）公設浄化槽からの排水を浸透させるために設けるますの設置に係るもの
- （オ）公設浄化槽からの排水を放流させるために設けるポンプ等の設置に係るもの
- （カ）公設浄化槽の排気設備の設置に係るもので、排水設備等の設置と同時に行うもの
- （キ）公設浄化槽を稼働させるための電気設備等の設置に係るもの

◆助成割合 対象経費のうち50万円以下の分 …………… 60%

対象経費のうち50万円を超える分 …… 70%

□宅内工事費助成金給付申請書に添付する書類

（ア）～（キ） …… 市の受付印が押された御殿場市公設浄化槽排水設備等新設（増設・改造）計画確認申請書（写）、位置図、配管平面図、配管縦断面図、請負契約書（写）、見積書（写）

□宅内工事費助成金給付完了報告に添付する書類

（ア）～（キ） …… 位置図、配管平面図、配管縦断面図工事写真（カラー）、工事明細書（写）、請求書（写）

※複数の工事を同時に行う場合は、それぞれの工事ごとに添付書類が必要です。

（例）配管工事、解体工事、植栽工事、電気工事等

（参考：御殿場市公設浄化槽整備事業に係る宅内工事費助成金給付規程）

例

7人槽の浄化槽を転換で設置する場合の個人負担額 総工事費254万円の場合
(本体工事費約110万円、準備工事費30万円、宅内排水設備工事費 約114万円)

特定地域以外の地域

個人負担 本体工事費	686,000 円
個人負担 準備工事費	300,000 円
個人負担 2,126,000 円	
個人負担 宅内排水設備工事	1,140,000 円
市・県・国 補助	414,000 円

転換の場合は
他の地域より
個人負担が
少ない

特定地域 (玉穂地区・印野地区)

個人負担 本体工事費	128,500 円
個人負担 準備工事費	150,000 円
個人負担 670,500 円	
個人負担 宅内排水設備工事	392,000 円
市・県・国 補助	943,000 円
協議会 助成金	926,500 円

※あくまで一例です。浄化槽の規模や設置条件 (車の乗り入れや障害物の有無、掘削時の状況など) によって個人負担金額は異なります。詳しい内容はお問い合わせください。

計算方法

7人槽浄化槽 (工事費上限:1,043,000円)

浄化槽本体工事費			→	浄化槽本体工事に 関係する工事費助成率	→	助成額	→	助成後個人 負担額
個人負担額	増嵩経費	57,000円	→	50%	→	28,500円	→	28,500円
	分担金	100,000円				100,000円		
市負担額		943,000円						
合計		1,100,000円						
浄化槽本体設置のための準備工事費			→	浄化槽本体工事に 関係する工事費助成率	→	助成額	→	助成後個人 負担額
個人負担額		300,000円	→	50%	→	150,000円	→	150,000円
宅内排水設備工事費			→	浄化槽の上流・下流に 関係する工事費助成率	→	助成額	→	助成後個人 負担額
個人負担額		1,140,000円	→	50万円以下の分60%	→	300,000円	→	200,000円
			→	50万円を超える分70%	→	448,000円	→	192,000円
→		個人負担額合計						
		1,597,000円						
		助成額合計						
		926,500円						
		最終個人 負担額合計						
		670,500円						

宅内排水設備工事・参考資料

【人槽別宅内排水設備工事費実績平均】

	H29	H30	
5人槽	106万円	79万円	
7人槽	101万円	106万円	
10人槽	177万円	114万円	2か年の平均額
年度平均	128万円	100万円	114万円

【助成金・個人負担額試算表】

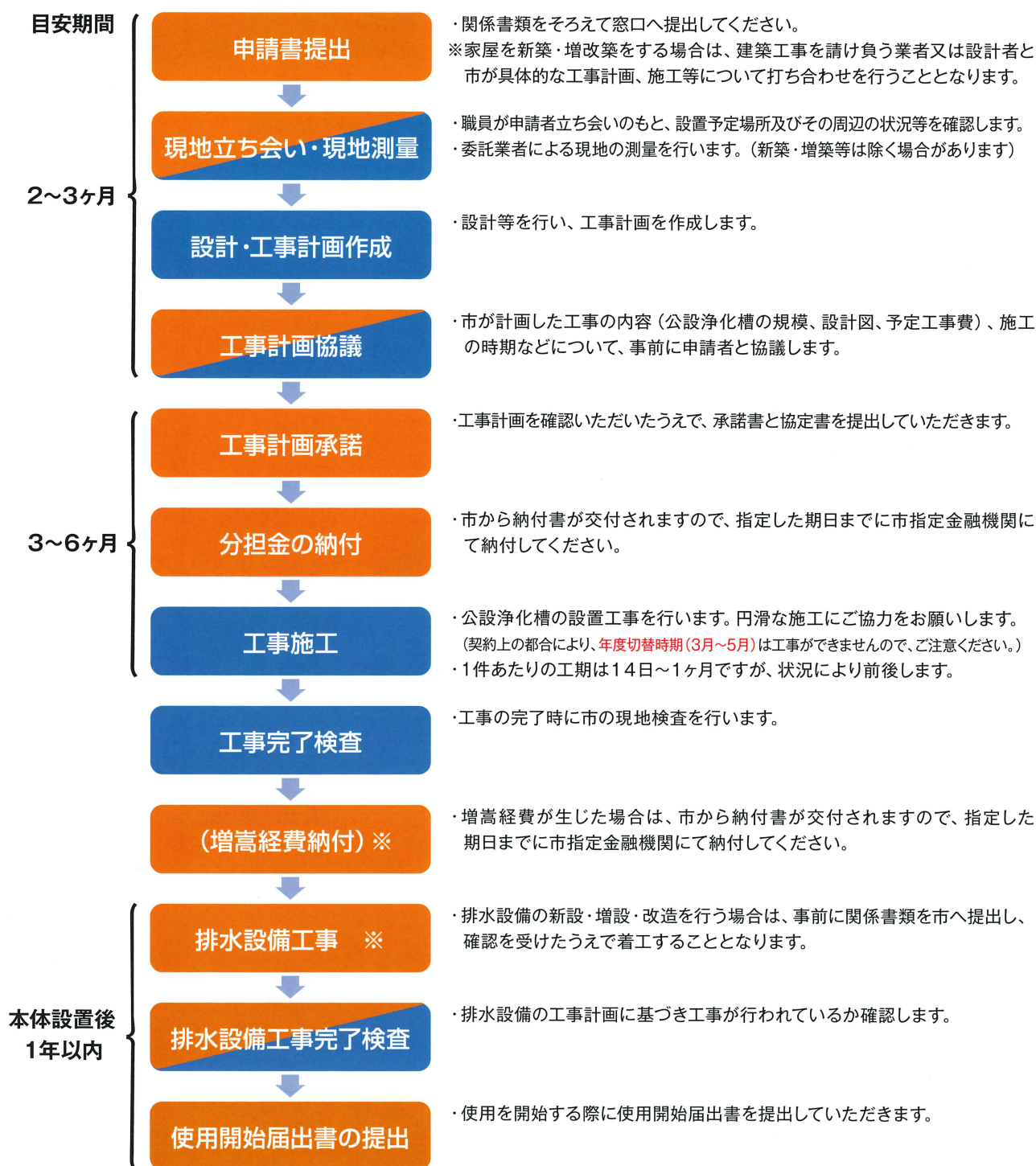
宅内排水 設備工事費	助成額	個人 負担額
50万円	30万円	20万円
100万円	65万円	35万円
150万円	100万円	50万円
200万円	135万円	65万円

※戸々の条件により、50万円～180万円の金額差がありました。

申請から使用開始について

申請から使用開始までの流れ

- 公設浄化槽の設置を希望する場合は、新築等でも遅くとも設置を希望する時期の5ヶ月前までに市の担当窓口（下水道課）または各地区公設浄化槽整備促進（推進）協議会（各支所内）に申請書を提出してください。
- 特に新築の場合は、基礎施工前に浄化槽を設置する必要があるケースが多いため、できるだけ早く申請をお願いします。
- 浄化槽の設置に係る県への届出及び浄化槽法による法定検査依頼の手続きについては、市が行います。
- 放流に係る道路・河川占用の手続きについては、設置希望者にて行っていただきます。
- オレンジで囲んだ部分は申請者が行う事項です。
- ※印は、居住地区の公設浄化槽整備事業促進（推進）協議会での助成金の対象となる場合があります。（建築確認が必要な新築や増築は除く。）



使用開始後の使用料について

公設浄化槽は使用を開始した月から使用料が発生します。納付いただいた使用料は公設浄化槽の維持管理費に充てられます。納付方法は口座振替もしくは現金納付で毎月月末が納付期限です。（月末が土・日・祝祭日の場合は納付期限が前後します。）

なお、使用料は個人で合併処理浄化槽を管理する場合と同等の金額です。

〈使用料一覧〉

区 分	使用料(ひと月あたり)	備 考
5人槽	3,600円	※左記の金額に消費税相当額を加算します。 (10円未満切り捨て)
6~7人槽	4,380円	
8~10人槽	5,600円	

税込額	
5人槽	3,960円
7人槽	4,810円
10人槽	6,160円

公設浄化槽の維持管理について

以下の維持管理は、使用者からの使用料で市が行います。使用者には、市と単価契約している保守点検と清掃業者の中から公設浄化槽の維持管理業者を選択していただきます。

- ✓ 保守点検（契約業者がおおむね年3回実施）
- ✓ 清 掃（契約業者が年1回以上実施）
- ✓ 法定検査（（財）静岡県生活科学検査センターが年1回実施）

※電気設備（ブロワ本体や排水ポンプ）の交換等は使用者負担となります。

※浄化槽設置後に排水設備の新設・増設・改造を行う場合は工事を行う前に市に申請し確認を受けたいうえで工事を行う必要があります。

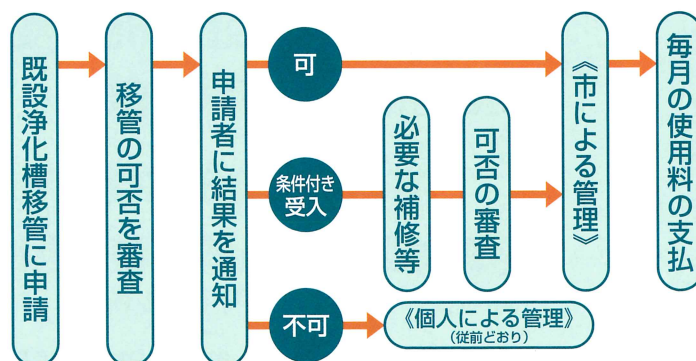
※使用者等の責により公設浄化槽の修繕が必要になったときは、原則として使用者等の負担となります。

また、使用者等の都合により公設浄化槽の移設、撤去が必要となったときは、使用者等が各費用を負担することとなります。ただし、特別な事情がない限り、設置後10年以内に公設浄化槽の撤去等はできません。

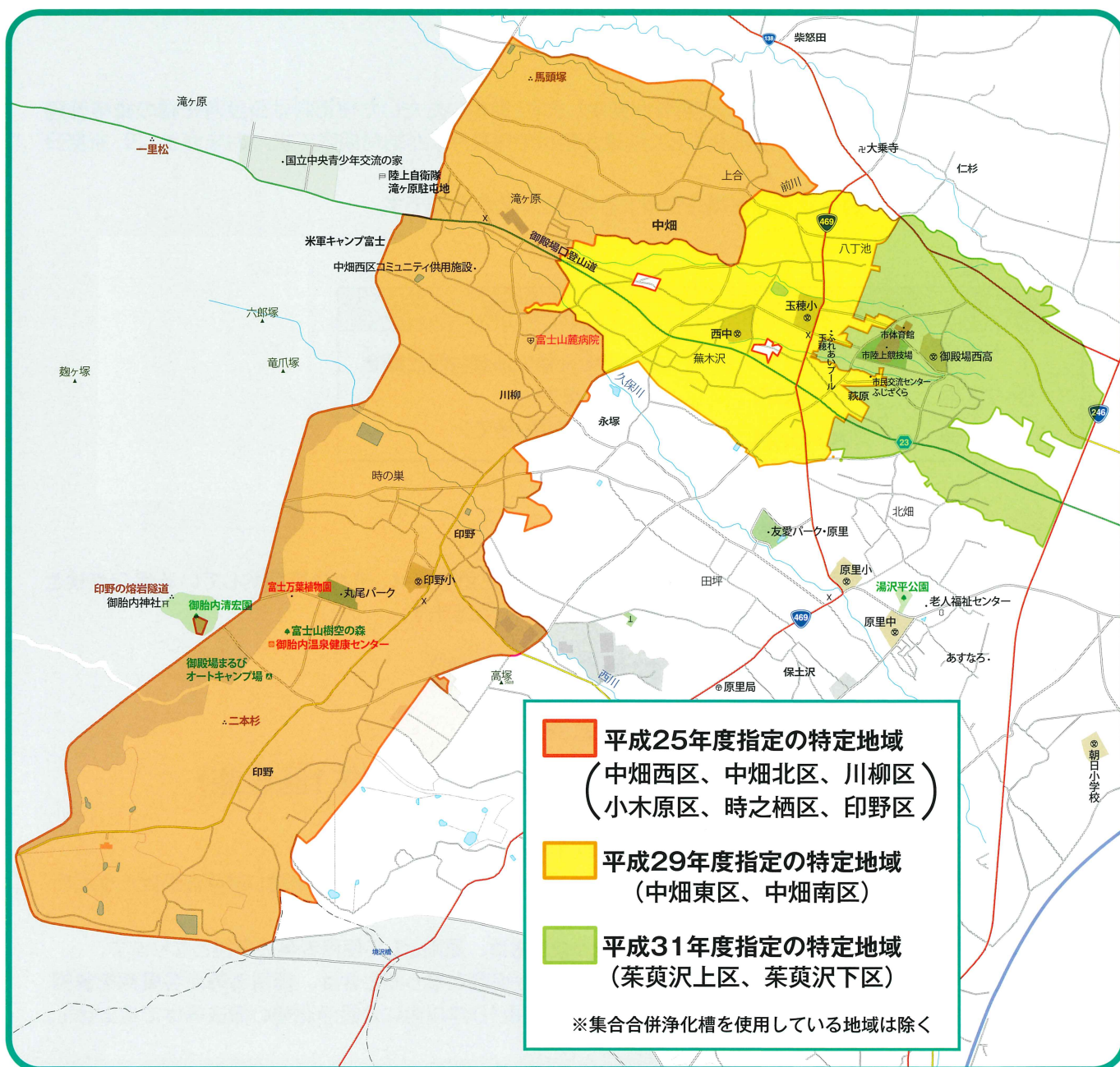
既に設置されている合併処理浄化槽について（移管制度）

- この事業を実施する以前に合併処理浄化槽を設置している方には、新たに公設浄化槽の設置をする必要はありません。
- 希望により市に管理を引き継ぐことができますが、その際、市が移管の適否を審査します。市役所下水道課又は各支所へ相談してください。
- 市への移管後24月分（2年間）の使用料が半額となります。

■申請後の主な流れ



事業の対象となる地域



※当事業の対象となる地域は「御殿場市浄化槽設置事業補助金」の対象外となります。

お問い合わせ

御殿場市公設浄化槽整備事業について

御殿場市役所下水道課 ☎84-5111

宅内工事費等に関する助成金について

玉穂地区公設浄化槽整備促進協議会

(事務局：御殿場市役所玉穂支所内) ☎89-2305

印野地区公設浄化槽整備推進協議会

(事務局：御殿場市役所印野支所内) ☎89-0249

このパンフレットは平成31年4月1日時点の制度の情報で作成しています。 作成部数:2,800部